

第 109 回

定時株主総会

招 集 ご 通 知



みんなで作る「脱炭素社会」

日 時

2021 年 6 月 25 日 (金曜日)
午前 10 時

場 所

愛知県安城市住吉町 3 丁目 11 番 8 号
株式会社マキタ 本店 5 階ホール

議 案

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件
- 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第 7 号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第 8 号議案 役員賞与の支給の件



株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
新型コロナウイルスに対する措置につきましては、
末尾の会場ご案内図をご参照ください。

株式会社マキタ

証券コード 6586

長期目標

Strong Company

目次

ごあいさつ 2

招集ご通知 3

株主総会参考書類 8

 第1号議案 剰余金の処分の件 8

 第2号議案 定款一部変更の件 9

 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 17

 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 26

 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 33

 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 33

 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
 譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 34

 第8号議案 役員賞与の支給の件 36

（添付書類）

事業報告 37

連結計算書類 54

計算書類 57

監査報告書 60

ご参考

 トピックス 65

 新製品ダイジェスト 67

 グローバルネットワークの紹介 69

 株主メモ 70



ごあいさつ

取締役社長 後藤宗利

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々及びご家族・関係者の皆さまに謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。

当期の業績は、販売が好調に推移したことから、連結売上収益は6,083億円、営業利益は885億円となり、それぞれ過去最高を大幅に更新しました。当社が取り組み続けているきめ細かな販売・サービス体制拡充の効果が顕著にあらわれ、コロナ禍で移動制限がある中でも製品・サービスを安定的かつ迅速に提供することで市場の需要に応えるとともに、充電製品のラインアップ拡充により、売上増加につなげることができました。

現在、当社は未来の飛躍を信じて、電動工具のみならず、園芸用機器なども含めた充電製品メーカーへの進化に取り組んでおります。ありとあらゆる製品において充電化を進めることで、お客さまの作業環境の改善、作業効率・生産性の向上に注力するのはもちろんのこと、重要なテーマとして『脱炭素社会の実現』に向けた取り組みをより一層加速させていきます。今後もエンジンから充電への置き換えを中心に、社会課題に真摯に向き合うことで、永続的に成長する企業を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

(証券コード 6586)

2021年6月3日

株主各位

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号

株式会社 マキタ

取締役社長 後 藤 宗 利

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、株主様には、ご自身の体調をご確認のうえ、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、郵送又はインターネット等により議決権を事前行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	愛知県安城市住吉町3丁目11番8号 株式会社マキタ 本店 5階ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第109期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第109期計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第8号議案	役員賞与の支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
- 連結注記表及び個別注記表は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.makita.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.makita.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- 当日は節電への協力の一環として、会場の空調を弱めに設定させていただきます。ご出席される株主の皆様には軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席されない場合

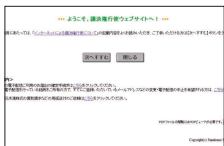
議決権行使期限

2021年6月24日（木）午後5時まで



インターネット等

当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は 6ページから 7ページを
ご覧ください。

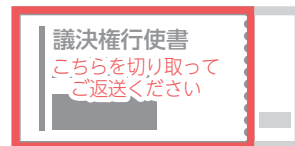


スマートフォン等による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



郵送

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご記入
いただき、下記のように
切り取ってご投函ください。



スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時

2021年6月25日（金）午前10時（受付開始 午前9時）



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
又、議事資料として本冊子をご持参ください。



- 当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによっても可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限 2021年6月24日（木）午後5時まで

「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る

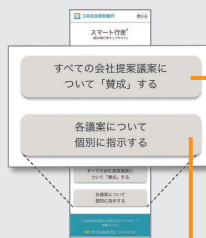


スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

■「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

■一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力ください。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-652-031
(午前9時～午後9時)

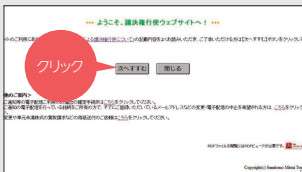
以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

アクセス手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>

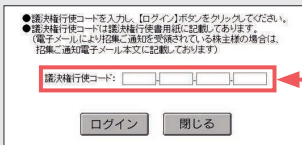


スマートフォン等の場合、議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2 ログイン

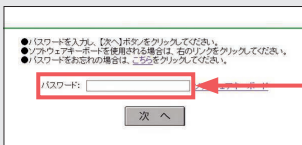


議決権行使コード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

3 パスワードの入力



パスワード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「**パスワード**」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

パスワード及び議決権行使コードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切に扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えて入力されると、使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

システムのご利用に関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び通信料金
- ・ 事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、年間配当金10円を下限とし、連結配当性向30%以上とすることを利益配分の基本方針としております。ただし特殊要因がある場合には、これを加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基に配当額を決定いたします。

この利益配分の基本方針に基づき当期の連結業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、期末配当につきましては、次のとおりといたしたく存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金10円をあわせ1株につき69円となり、連結配当性向は30.2%となります。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

- 1 当社普通株式1株につき金59円
総額16,020,100,316円
-

剰余金の配当が効力を生じる日

- 2 2021年6月28日
-

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、これまで独立社外取締役の複数選任等によって、取締役会の監督機能の強化を図ってまいりました。今般、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしたと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令に定める範囲内で取締役の責任を一部免除することができる旨の規定を新設するものであります。又、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるようにするため、現行定款第28条を変更するものであります。なお、これらの規定の新設及び変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう、変更案第32条及び第33条を新設し、あわせて変更案第32条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第8条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第13条 (条文省略) (議 長) 第14条 株主総会の議長は取締役社長が当たり、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が当たる。	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条 (現行どおり) (削 除) 第7条～第10条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第11条～第12条 (現行どおり) (議 長) 第13条 株主総会の議長は取締役社長が当たり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が当たる。

現行定款	変更案
第15条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)
(決議の方法)	(決議の方法)
第16条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めのない限り、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第15条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めのない限り、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)
第17条 (条文省略)	第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(人 数)	(人 数)
第18条 当会社の取締役は15名以内とする。	第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とする。
(新 設)	(2) 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。
(選 任)	(選 任)
第19条 取締役は株主総会において選任する。	第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)
(3) (条文省略)	(3) (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
<u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設) (新 設) (代表取締役等の<u>選任</u>) 第21条 取締役会は当会社を代表する取締役を選定する。 取締役会の決議で取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を置くことができる。 (招 集) 第22条 取締役会の招集の通知は、あらかじめ取締役会の定める期日の場合を除き、会日の3日前に各取締役および監査役に発する。ただし、緊急の場合はさらにこの期間を短縮することができる。	(削 除) (3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (4) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (代表取締役等の<u>選定</u>) 第20条 取締役会は、<u>その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>当会社を代表する取締役を選定する。 (2) 取締役会は、<u>その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を置くことができる。 (招 集) 第21条 取締役会の招集の通知は、あらかじめ取締役会の定める期日の場合を除き、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の場合はさらにこの期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
(議 長) 第23条 取締役会の議長は取締役会長が当たり、取締役会長欠員もしくは事故あるときは取締役社長が当たる。 取締役会長、取締役社長ともに欠員もしくは事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が当たる。 (取締役会) 第24条 取締役会は法令または定款に定めのある事項のほか、当会社の重要業務を決定する。 (新 設) 第25条～第26条 (条文省略) (報 酬 等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第28条 (新 設)	(議 長) 第22条 取締役会の議長は取締役会長が当たり、取締役会長に欠員もしくは事故あるときは取締役社長が当たる。 (2) 取締役会長、取締役社長ともに欠員もしくは事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が当たる。 (取締役会) 第23条 取締役会は法令または本定款に定めのある事項のほか、当会社の重要業務を決定する。 (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第25条～第26条 (現行どおり) (報 酬 等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	変更案
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会	
(人 数) 第29条 当会社の監査役は5名以内とする。	(削 除) (削 除)
(選 任) 第30条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任 期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
(招 集) 第32条 監査役会の招集の通知は、あらかじめ監査役会の定める期日の場合を除き、会日の3日前に各監査役に発する。ただし、緊急の場合はさらにこの期間を短縮することができる。	(削 除)
(報 酬 等) 第33条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	(削 除)

現行定款	変更案
(社外監査役との責任限定契約) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(削 除)
第6章 計 算 第35条 (条文省略) (剰余金の配当) 第36条 期末配当は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。 (中間配当) 第37条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (招 集) 第30条 監査等委員会の招集の通知は、あらかじめ監査等委員会の定める期日の場合を除き、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の場合はさらにこの期間を短縮することができる。 第6章 計 算 第31条 (現行どおり) (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第32条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新 設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第33条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>(2)</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 <u>(3)</u> 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(配当金の除斥期間) <u>第38条</u> 期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) <u>第34条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。
(新 設) (新 設)	附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第109回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（12名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）11名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の指名に当たっては、指名・報酬委員会に諮問し、その答申に基づき取締役会において決定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位および担当		取締役会 出席状況
1	ご 後	とう 藤	まさ 昌	ひこ 彦	再任	代表取締役会長	12／12回 (100%)
2	ご 後	とう 藤	むね 宗	とし 利	再任	代表取締役社長	12／12回 (100%)
3	とみ 富	た 田	しん いち 真 郎	ろう 一郎	再任	取締役 執行役員 購買本部長	12／12回 (100%)
4	かね 金	こ 子	てつ 哲	ひさ 久	再任	取締役 執行役員 開発技術本部長	12／12回 (100%)
5	おお 太	た 田	とも 智	ゆき 之	再任	取締役 執行役員 開発技術本部副本部長	12／12回 (100%)
6	つち 土	や 屋		たかし 隆	再任	取締役 執行役員 国内営業本部長	12／12回 (100%)
7	よし 吉	だ 田	まさ 雅	き 樹	再任	取締役 執行役員 生産本部副本部長	12／12回 (100%)
8	おもて 表		たか 孝	し 至	再任	取締役 執行役員 海外営業本部長	12／12回 (100%)
9	おお 大	つ 津	ゆき 行	ひろ 弘	再任	取締役 執行役員 管理本部長	12／12回 (100%)
10	すぎ 杉	の 野	まさ 正	ひろ 博	再任 社外 独立	社外取締役	12／12回 (100%)
11	いわ 岩	せ 瀬	たか 隆	ひろ 広	新任 社外 独立	—	—

候補者番号

1

ごとうまさひこ
後藤昌彦

[生年月日]
1946年11月16日

[所有する当社株式の数]
2,522,474株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 3 月 当社入社
1984年 5 月 同取締役総合企画室長
1987年 7 月 同常務取締役管理本部長
1989年 5 月 同代表取締役社長
2013年 6 月 同代表取締役会長、現在に至る

取締役候補者とした理由

当社において、取締役社長、取締役会長を務める等、長年にわたって当社の経営に携わり、当社の企業価値向上に貢献してきました。これらの豊富な経験と幅広い見識が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

候補者番号

2

ごとうむねとし
後藤宗利

[生年月日]
1975年 4 月26日

[所有する当社株式の数]
469,140株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4 月 当社入社
2012年 4 月 同海外営業管理部長
2013年 6 月 同取締役執行役員海外営業本部長
2017年 6 月 同代表取締役社長、現在に至る

取締役候補者とした理由

当社での国内営業、開発部門、海外販売子会社における経験に加え、2013年 6 月より海外営業本部長を務める等、当社の業務全般及び経営に精通するとともに、2017年 6 月より取締役社長を務め、当社の成長を主導しております。これらの豊富な経験と知見及び優れたリーダーシップが当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

取締役会への出席状況

12回/12回
(100%)

候補者番号

3

とみ た しん いち ろう
富 田 真一郎[生年月日]
1951年1月11日[所有する当社株式の数]
18,431株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 3 月 当社入社
 2000年10月 同工機部長
 2001年10月 同生産技術部長
 2003年 9 月 牧田（中国）有限公司総経理
 2007年 6 月 当社取締役生産本部副本部長：中国工場担当
 2009年 6 月 同取締役執行役員開発技術本部長：製品開発担当
 2010年 5 月 同取締役執行役員購買本部長、現在に至る

取締役会へ
の出席状況12回/12回
(100%)

取締役候補者とした理由

当社において、生産部門における要職、生産部門の中核である中国の生産子会社のトップ、開発技術本部長を歴任するとともに、現在は購買本部長を務める等購買、生産、開発を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

かね こ てつ ひさ
金 子 哲 久[生年月日]
1955年4月6日[所有する当社株式の数]
24,031株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社
 2004年 4 月 同技術研究部長
 2005年 8 月 同第2製造部長
 2006年10月 同第1製造部長
 2007年 6 月 同取締役購買本部長
 2009年 6 月 同取締役執行役員購買本部長
 2010年 5 月 同取締役執行役員生産本部長：中国工場担当
 2015年 6 月 同取締役執行役員生産本部長
 2017年 6 月 同取締役執行役員開発技術本部長、現在に至る

取締役会へ
の出席状況12回/12回
(100%)

取締役候補者とした理由

当社の開発部門の要職、生産部門の中核である中国の生産子会社のトップ、購買本部長、生産本部長を歴任するとともに、現在は開発技術本部長を務める等開発、生産、購買を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

お　　た　　とも　　ゆき
太　田　智　之[生年月日]
1956年 3月22日[所有する当社株式の数]
17,931株

再　任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 3 月　　当社入社
2003年10月　　同第 1 製造部長
2005年 8 月　　同技術管理部長
2012年 7 月　　同技術管理部長兼第 1 開発部長
2013年 6 月　　同取締役執行役員開発技術本部副本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会へ
の出席状況12回/12回
(100%)

当社において、海外生産子会社（アメリカ）における駐在経験、生産部門及び開発部門において要職を務めた経験を有するとともに、現在は開発技術本部副本部長を務める等開発、生産を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

つち　　や　　たかし
土　屋　隆[生年月日]
1957年 9月 1 日[所有する当社株式の数]
19,631株

再　任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 3 月　　当社入社
2001年 4 月　　同静岡支店長
2003年10月　　同東京支店長
2010年 4 月　　同営業管理部長
2013年 6 月　　同執行役員国内営業本部長：東京営業部担当
2015年 6 月　　同取締役執行役員国内営業本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会へ
の出席状況12回/12回
(100%)

当社において、国内営業を中心に要職を歴任するとともに、2013年 6 月より執行役員として国内営業本部長（東京営業部担当）を務め、現在は取締役執行役員として国内営業本部長を務める等国内営業を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

よし だ まさ き
吉 田 雅 樹

[生年月日]
1962年 6月 17日

[所有する当社株式の数]
10,951株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 3 月 当社入社
2007年10月 同生産管理部長
2010年 4 月 同第2製造部長
2011年 4 月 同生産開発部長
2012年 2 月 牧田（中国）有限公司副総経理
2015年 6 月 当社取締役執行役員生産本部副本部長：中国工場担当
2018年 4 月 同取締役執行役員生産本部副本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会へ
の出席状況

12回/12回
(100%)

当社において、生産部門を中心に従事し、2015年6月より生産部門の中核である中国の生産子会社のトップを務めるとともに、現在は生産本部副本部長を務める等生産を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

おもて たか し
表 孝 至

[生年月日]
1959年 2月 10日

[所有する当社株式の数]
9,471株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 3 月 当社入社
1995年 1 月 マキタ・メキシコS.A. de C.V.責任者
2001年 3 月 マキタ・ド・ブラジルLtda.責任者
2013年 6 月 当社執行役員中南米統括責任者
2017年 6 月 同取締役執行役員海外営業本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

取締役会へ
の出席状況

12回/12回
(100%)

当社において、海外営業を中心に従事し、海外販売子会社（ブラジル及びメキシコ）における長年の駐在経験を有するとともに、2013年6月より中南米統括責任者、2017年6月より海外営業本部長を務める等海外営業を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

おお つ ゆき ひろ

大 津 行 弘

[生年月日]
1960年 8月 27日

[所有する当社株式の数]
8,771株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3 月 当社入社
2009年 4 月 同財務部次長
2009年12月 牧田（中国）有限公司副総経理
2013年10月 当社経理部長
2017年 6 月 同取締役執行役員管理本部長、現在に至る

取締役候補者とした理由

当社の財務部門における要職の経験に加え、生産部門の中核である中国の生産子会社を含めた海外子会社の管理部門における経験も豊富に有しており、2017年 6月より管理本部長を務める等、管理部門を中心に当社の業務及び経営に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

取締役会へ
の出席状況

12回/12回
(100%)

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

その他参考

候補者番号

10

す ぎ の ま さ ひ ろ
杉 野 正 博

[生年月日]
1944年11月18日

[所有する当社株式の数]
－株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

社 外

独 立

1967年 4 月 伊奈製陶株式会社（現株式会社LIXIL）入社
1992年 1 月 株式会社INAX（旧伊奈製陶株式会社）取締役
1996年 1 月 同常務取締役
2000年 1 月 同専務取締役
2001年10月 同代表取締役社長
2007年 6 月 同代表取締役会長
2007年 6 月 株式会社住生活グループ（現株式会社LIXILグループ）代表取締役社長
2011年 4 月 株式会社LIXIL代表取締役社長
2011年 6 月 同取締役相談役
2013年 6 月 同相談役
2015年 6 月 当社社外取締役（現任）
2017年 6 月 ミサワホーム株式会社社外取締役（現任）
2018年 2 月 北恵株式会社社外取締役（現任）
2018年 7 月 株式会社LIXIL特別顧問
2020年 1 月 同顧問（現任）

[重要な兼職の状況] 株式会社LIXIL 顧問
ミサワホーム株式会社 社外取締役
北恵株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

取締役会へ
の出席状況

12回/12回
(100%)

株式会社INAXをはじめとして、LIXILグループの経営に長年携わる等企業経営に精通しており、現在も当社の経営に対して大所高所より有益なご意見をいただいております。独立した立場からこれらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

11

いわ せ たか ひろ
岩 瀬 隆 広[生年月日]
1952年 5月 28日[所有する当社株式の数]
-株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

社外

独立

1977年 4月 トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社
 2005年 6月 同常務役員
 2009年 6月 同専務取締役
 中央発條株式会社社外監査役
 2011年 4月 トヨタモーターアジアパシフィック株式会社取締役副会長
 2011年 6月 トヨタ自動車株式会社専務役員
 2014年 6月 トヨタ車体株式会社取締役社長
 2016年 4月 愛知製鋼株式会社常勤顧問
 2016年 6月 同代表取締役会長
 2017年 6月 中央発條株式会社社外監査役
 2020年 7月 愛知県公安委員会委員長(現任)
 2021年 3月 DMG森精機株式会社社外監査役(現任)

[重要な兼職の状況] 愛知県公安委員会 委員長
 DMG森精機株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

トヨタ自動車株式会社をはじめトヨタグループの中核企業の経営に長年携わる等企業経営に精通しております。独立した立場からこれらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 社外取締役候補者 杉野正博氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
 ①当社グループは、杉野正博氏が業務執行者を務めておりました株式会社LIXIL及びそのグループ会社に対し当社製品を販売しております。当期における販売額は2百万円であり、これは当社グループの連結売上収益の0.01%未満と僅少であります。
 ②杉野正博氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 ③杉野正博氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。杉野正博氏が選任された場合、当社は杉野正博氏との間で当該契約を継続する予定です。
 ④当社は、杉野正博氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出ております。杉野正博氏が選任された場合、当社は引き続き杉野正博氏を独立役員とする予定です。

3. 社外取締役候補者 岩瀬隆広氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①当社グループは、岩瀬隆広氏が業務執行者を務めておりました愛知製鋼株式会社およびそのグループ会社より部品を購入しております。当期における購入額は1,040百万円であり、これは愛知製鋼グループの連結売上高の0.5%と僅少であります。
 - ②岩瀬隆広氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。
 - ③当社は、岩瀬隆広氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出る予定です。
4. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会及び従業員持株会における各人の持分を含めた実質持株数を記載しております。
5. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに有用な人材を迎えることができるよう、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員（海外子会社については、当社からの出向役員及び、当社と海外子会社との兼務役員に限る。）を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役等に就任した場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2021年6月29日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏 名	当社における地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	わか やま みつ ひこ 若 山 光 彦	新任	常勤監査役	12／12回 (100%)
2	こ だま あきら 児 玉 朗	新任 社外 独立	常勤社外監査役	12／12回 (100%)
3	いの うえ しょう じ 井 上 尚 司	新任 社外 独立	社外監査役	12／12回 (100%)
4	にし かわ こう じ 西 川 浩 司	新任 社外 独立	—	—

候補者番号

1

わか

やま

みつ

ひこ

若山 光彦

[生年月日]

1956年7月6日

[所有する当社株式の数]

9,300株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社
2007年10月 同米州営業部長
2012年 4 月 同中南米営業部長
2016年 6 月 当社常勤監査役、現在に至る

監査等委員である取締役候補者とした理由

海外販売子会社（カナダ及びスペイン）における駐在経験を有するとともに、海外営業部門を中心に要職を歴任する等当社の業務に精通しております。これらの豊富な経験と知見が当社経営の監査・監督に必要であると考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

取締役会
への出席状況

12回/12回
(100%)

監査役会
への出席状況

15回/15回
(100%)

候補者番号	こだまあきら	[生年月日]	[所有する当社株式の数]
2	児玉 朗	1954年 4月30日	－株
新任	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
社外	1978年 4 月 日本銀行入行		
独立	1987年 3 月 外務省へ出向		
	1999年11月 日本銀行考査局考査役		
	2003年12月 同香港事務所長		
	2005年12月 同国際局企画役（アジア金融協力センター担当）		
	2008年 7 月 碧海信用金庫入庫経営支援部担当部長		
	2008年10月 同経営支援部長		
	2009年 6 月 同常勤理事		
	2011年 4 月 同常務理事常務執行役員		
2014年 6 月 同常勤監事			
2016年 6 月 当社常勤社外監査役、現在に至る			
[重要な兼職の状況] －			
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			
金融機関における長年の経験と財務等に関する専門的な知見を有しており、その専門的な見地から有益なご意見をいただいております。独立した立場からこれらの豊富な経験と知見を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			
取締役会への出席状況			
12回/12回 (100%)			
監査役会への出席状況			
15回/15回 (100%)			

候補者番号

3

いの うえ しょう じ
井 上 尚 司

[生年月日]
1957年 7月 29日

[所有する当社株式の数]
500株

新 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

社 外

独 立

1991年 4 月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）弁護士登録
1991年 4 月 片山欽司法律事務所入所
2009年 7 月 井上尚司法法律事務所開所
2010年10月 名古屋簡易裁判所民事調停官任官
2013年10月 佐尾・井上法律事務所（現井上尚司法法律事務所）開所（現任）
2015年 6 月 名鉄運輸株式会社社外取締役（現任）
2016年 6 月 当社社外監査役、現在に至る

[重要な兼職の状況] 弁護士（井上尚司法法律事務所）
名鉄運輸株式会社 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

取締役会
への出席状況

12回/12回
(100%)

監査役会
への出席状況

15回/15回
(100%)

弁護士としての専門的な知識や豊富な経験を有しており、その専門的な見地から有益なご意見を
いただいております。独立した立場からこれらの豊富な経験と知見を当社経営の監査・監督に反
映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものでありま
す。

候補者番号

4

にし かわ こう じ
西 川 浩 司〔生年月日〕
1957年11月1日〔所有する当社株式の数〕
－株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

社外

独立

1988年10月 青山監査法人入所
 1992年 8 月 公認会計士登録
 2000年 4 月 中央青山監査法人入所（中央監査法人との合併）
 同社員就任
 2006年 9 月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所
 同パートナー就任
 2018年 7 月 公認会計士西川浩司会計事務所所長（現任）
 2020年 4 月 清明監査法人入所
 2020年 6 月 同代表社員（現任）

〔重要な兼職の状況〕 公認会計士西川浩司会計事務所 所長
 清明監査法人 代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として企業会計監査における専門的な知識や豊富な経験を有しております。独立した立場からこれらの豊富な経験と知見を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者 若山光彦氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①若山光彦氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。
3. 監査等委員である社外取締役候補者 児玉 朗氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①児玉 朗氏は、当社の取引金融機関の一つである碧海信用金庫の業務執行者を務めておりましたが、当社と同信用金庫との取引は預金のみであり、重要な取引関係ではありません。
- ②児玉 朗氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- ③児玉 朗氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。児玉 朗氏が選任された場合、当社は児玉 朗氏との間で当該契約を継続する予定です。
- ④当社は、児玉 朗氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出ております。児玉 朗氏が選任された場合、当社は引き続き児玉 朗氏を独立役員とする予定です。
4. 監査等委員である社外取締役候補者 井上尚司氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①井上尚司氏が社外監査役として在任しているフタムラ化学株式会社は、特定活性炭及び特定粒状活性炭の取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為があったとして、2019年11月22日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんでした。日頃から監査役会等において、法令遵守の観点から注意喚起を行ってまいりました。又、当該事実の判明後は、法令遵守体制の強化及び再発防止の徹底に向けた提言を行う等、その職責を果たしております。

- ②井上尚司氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- ③井上尚司氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。井上尚司氏が選任された場合、当社は井上尚司氏との間で当該契約を継続する予定です。
- ④当社は、井上尚司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。井上尚司氏が選任された場合、当社は引き続き井上尚司氏を独立役員とする予定です。
- 5. 監査等委員である社外取締役候補者 西川浩司氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - ①当社グループは、西川浩司氏が業務執行者を務めておりましたPwCあらた有限責任監査法人より企業内研修の提供等を受けております。当社と同監査法人との2021年3月期における取引金額は1百万円未満と僅少であります。
 - ②西川浩司氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。
 - ③当社は、西川浩司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出る予定です。
- 6. 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会における各人の持分を含めた実質持株数を記載しております。
- 7. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに有用な人材を迎えることができるよう、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員（海外子会社については、当社からの出向役員及び、当社と海外子会社との兼務役員に限る。）を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役等に就任した場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2021年6月29日に当該保険契約を更新する予定です。

ご参考

第3号議案及び第4号議案が承認された場合の取締役会の構成及び専門性は、以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

	氏 名	企業経営	海外経験	営業/販売	開発	生産/調達 /品質	IT	財務会計	法務
取締役	後 藤 昌 彦	●	●	●	●				
	後 藤 宗 利	●	●	●	●				
	富 田 真一郎	●	●		●	●			
	金 子 哲 久	●	●		●	●			
	太 田 智 之	●	●		●	●			
	土 屋 隆	●		●					
	吉 田 雅 樹	●	●			●			
	表 孝 至	●	●	●					
	大 津 行 弘	●	●				●	●	●
	杉 野 正 博 社外 独立	●		●		●			
監査等委員である取締役	岩 瀬 隆 広 社外 独立	●	●		●	●			
	若 山 光 彦		●	●					
	児 玉 朗 社外 独立		●					●	
	井 上 尚 司 社外 独立								●
	西 川 浩 司 社外 独立							●	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社は、取締役の報酬等について、1989年5月16日開催の第76回定時株主総会において、年額2億4千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は3千5百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等の額には、賞与及び使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

当社の取締役の報酬等は、当社の企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、月例報酬、役員賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成されており、本議案は月例報酬に関するものであります。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告46頁に記載のとおりであります。本総会終結後に監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の読み替え等の変更を予定しております。当社は、本議案の内容は変更後の当該方針に沿うものとして相当であると判断しております。

現在の取締役は12名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額6千万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2019年6月26日開催の第107回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内とすることにつきご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、2019年6月26日開催の第107回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一の譲渡制限付株式を割り当てることといたしたく存じます。

又、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は3千5百万円以内）となりますが、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内として設定いたしたく存じます。当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告46頁に記載のとおりであります。本総会終結後に監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の読み替え等の変更を予定しております。当社は、本議案の内容は変更後の当該方針に沿うものとして相当であると判断しております。

現在の取締役（社外取締役を除く。）は11名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は9名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

又、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、50年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

又、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社の取締役の地位にあった場合には、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとする。

又、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社を退任することになる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

又、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第 8 号議案 役員賞与の支給の件

当社の役員賞与は、利益配分の基本方針と同様に連結業績連動型としております。なお、社外取締役及び監査役については全額固定報酬とし、役員賞与の支給対象外としております。

これにより、当期末時点の取締役 13 名のうち、社外取締役 森田章義氏及び杉野正博氏を除く 11 名に対し、当期の連結業績等を勘案し、役員賞与を総額 2 億 5 千万円支給することといたしたく存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告 46 頁に記載のとおりであり、当社は、本議案の内容は当該方針に沿うものとして相当であると判断しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の国際的な経済情勢を見ますと、新型コロナウイルス感染拡大により急激に落ち込んだ世界経済は、各国の経済・金融政策やワクチン接種の広がりもあり徐々に持ち直す傾向にあります。変異株による感染再拡大への懸念や米中摩擦の行方等、先行きの不透明な状況が依然として続いています。

このような情勢の中で当社グループは、開発面では、ハイパワー・長寿命・高耐久の「40Vmaxリチウムイオンバッテリー」シリーズの充電式工具をはじめとしたりチウムイオンバッテリー製品のラインアップ拡充に注力しました。

生産面では、需要の増加に対応した増産に取り組みました。又、グローバル生産の多極化を推進するとともに、製品の包装に使用されるポリ袋等を削減し、紙製等の環境に優しい素材へ切り替える脱プラスチック化の取り組みを開始しました。

営業面では、充電式の園芸用機器をはじめとするリチウムイオンバッテリー製品の拡販に引き続き注力するとともに、コロナ禍において通常の営業活動が困難になる中、地道な顧客サポートやアフターサービスを継続し、世界各地域のお客様との信頼関係のさらなる強化に努めました。

当期の当社グループの連結業績は、為替による海外売上目減り等があったものの、国内及び先進国を中心とした海外での販売が好調に推移したことから、売上収益は前期比23.5%増の608,331百万円となり、過去最高を更新しました。

地域別の売上収益については、次のとおりです。

国内では、建築・建設現場における高効率な充電製品への需要に加え、持続化給付金等の政策による下支えや巣ごもり需要等もあり、電動工具・園芸用機器共に販売が好調に推移したことから、前期比12.3%増の113,048百万円となりました。

欧州では、コロナ禍による移動制限の中、建築・建設現場における工具需要や旺盛な巣ごもり需要に対して、各国に拠点を持つ強みを発揮し、前期比30.8%増の282,725百万円となりました。

北米では、巣ごもり需要及び住宅着工件数の増加に伴う工具需要に加え、主力の充電製品のプロモーションが功を奏し、前期比25.8%増の90,945百万円となりました。

アジアでは、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞によって多くの国で販売が伸び悩みましたが、中国や台湾等での販売の増加により、前期比0.9%増の39,331百万円となりました。

中南米では、大幅な現地通貨安による売上目減りがあったものの、コロナ禍での巣ごもり需要や、経済活動の再開による工具需要及び充電製品の積極的な販売により、前期比13.1%増の29,403百万円となりました。

オセアニアでは、巣ごもり需要に加え、オーストラリアにおける政府の景気支援策等もあり、電動工具・園芸用機器共に充電製品を中心に売上を伸ばしたことから、前期比45.3%増の41,304百万円となりました。

中近東・アフリカでは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続くものの、一部の国においてコロナ禍収束後の需要回復に備える動きがあったこと等から、前期比16.1%増の

11,575百万円となりました。

以上の結果、当期の海外売上収益比率は、81.4%となりました。

営業利益については、原価率が上昇したものの、売上収益の増加により、前期比38.1%増の88,464百万円（営業利益率 14.5%）となりました。税引前利益は前期比32.1%増の87,199百万円（税引前利益率14.3%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は同29.9%増の62,018百万円（親会社の所有者に帰属する当期利益率10.2%）となりました。

(2) 対処すべき課題

世界経済の先行きの不透明な状況が続く一方で、頻発する自然災害や地球温暖化等の環境問題、人手不足といった社会課題の解決に貢献する、作業効率が高く、かつ人と地球環境に優しい工具に対する需要は先進国・新興国を問わず益々高まっていくものと思われます。

こうした経営環境を前提に、当社グループは、市場のコードレス化をリードするため、バッテリーの充放電技術とモータ技術を中心とした研究開発力・製品開発力を高めます。充電式の園芸用機器を電動工具に次ぐ将来の事業の柱と位置付け、エンジン製品からの置き換えを推進することにより脱炭素社会の実現に貢献します。清掃、アウトドア、防災等、新たな分野での新製品開発・拡販を強化し、「充電製品メーカー」への進化に取り組みます。グローバルな生産体制をさらに充実させるとともに、生産・調達・物流機能の強化・効率化を図ります。世界の各地域と顧客に密着するきめ細かな営業、アフターサービス体制の構築をさらに進め、マキタブランドの向上に努めます。

これらの施策を推し進めることにより、人の暮らしと住まい作りに役立つ工具のグローバルサプライヤーとして持続可能な社会の実現に貢献し、業界での確固たる地位の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

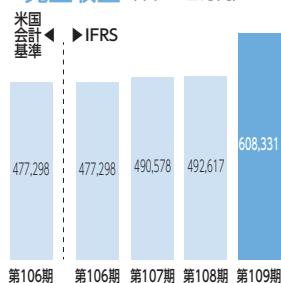
当期において実施しました設備投資の総額は49,855百万円であります。その内訳は、岡崎工場の物流棟並びに埼玉県物流センターの建物及び設備等当社で24,012百万円、中国工場の建物、機械設備及び新製品用金型等子会社で25,843百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

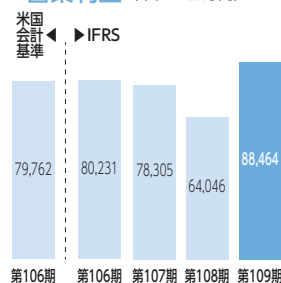
区 分	第106期 2018年3月期		第107期 2019年3月期	第108期 2020年3月期	第109期(当期) 2021年3月期
	米国会計基準	国際会計基準 (IFRS)			
売上収益 (百万円)	477,298	477,298	490,578	492,617	608,331
営業利益 (百万円)	79,762	80,231	78,305	64,046	88,464
税引前利益 (百万円)	79,678	79,865	79,919	66,008	87,199
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	54,755	54,943	55,750	47,731	62,018
基本的1株当たり 当期利益 (円)	201.70	202.39	205.37	175.80	228.41
希薄化後1株当たり 当期利益 (円)	201.68	202.37	205.34	-	-
資産合計 (百万円)	651,031	654,841	680,250	674,564	812,878
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	551,939	554,046	572,748	571,275	657,855
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	10.4	10.4	9.9	8.3	10.1

- (注) 1. 連結計算書類は、第107期より国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しております。又、ご参考までに第106期についても国際会計基準 (IFRS) に準拠した数値を記載しております。
2. 財産及び損益の状況の推移については、国際会計基準 (IFRS) による用語に基づいて表示しております。
3. 基本的1株当たり当期利益並びに第106期及び第107期の希薄化後1株当たり当期利益は、普通株式の期中平均株式数に基づいて算出しております。
4. 第108期及び第109期の希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) = 親会社の所有者に帰属する当期利益 / {(期首親会社の所有者に帰属する持分 + 期末親会社の所有者に帰属する持分) / 2}
6. 金額表示については百万円未満を四捨五入しております。

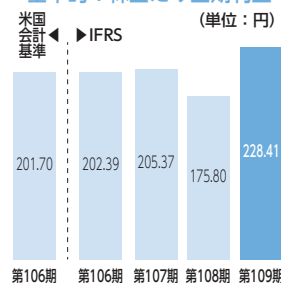
●売上収益 (単位: 百万円)



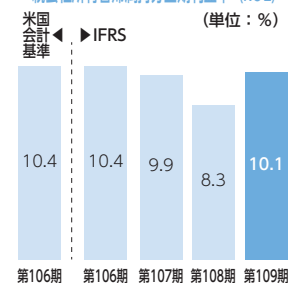
●営業利益 (単位: 百万円)



●基本的1株当たり当期利益 (単位: 円)



●親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (単位: %)



(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
マキタ U.S.A. Inc.	161,400千米ドル	100.0%	電 動 工 具 の 販 売
マキタ (U.K.) Ltd.	106,217千英ポンド	100.0	同 上
マキタ・ヴェルクツォイク GmbH (ドイツ)	7,669千ユーロ	※ 100.0	同 上
マキタ・フランス SAS	12,436千ユーロ	※ 55.0	同 上
マキタ Oy (フィンランド)	100千ユーロ	※ 100.0	同 上
マキタ LLC (ロシア)	83,207千ロシアルーブル	※ 100.0	同 上
牧田 (中国) 有限公司	80,000千米ドル	100.0	電動工具の製造販売
牧田 (昆山) 有限公司	25,000千米ドル	100.0	電 動 工 具 の 製 造
マキタ・オーストラリア Pty. Ltd.	13,000千豪ドル	100.0	電 動 工 具 の 販 売
マキタ EU S.R.L.	901,752千ルーマニアレイ	100.0	電 動 工 具 の 製 造
マキタ・ド・ブラジル Ltda.	717,567千ブラジルリアル	99.9	電動工具の製造販売

(注) ※印は子会社による出資を含む比率であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、ディスクグラインダ、インパクトドライバ、ハンマドリル、マルノコ等の電動工具、草刈機、生垣バリカン等の園芸用機器、エア釘打等のエア工具、充電式クリーナ等の家庭用機器並びにその他各種機器の製造・販売を主な事業としております。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	安城	(愛知県)	
営	業	拠	点	東京、名古屋、大阪
工	場	岡崎	(愛知県)	

② 子会社

名	称	所	在	地
(販売拠点)				
マキタ	U.S.A. Inc.	米国	ロサンゼルス	
マキタ	(U.K.) Ltd.	英国	ロンドン	
マキタ・ヴェルクツォイク	GmbH	ドイツ	ラティンゲン	
マキタ・フランス	SAS	フランス	ビュッシー サンジョルジュ	
マキタ Oy		フィンランド	ヘルシンキ	
マキタ LLC		ロシア	モスクワ	
マキタ・オーストラリア	Pty. Ltd.	オーストラリア	シドニー	
(生産・販売拠点)				
牧田	(中国) 有限公司	中国	江蘇省昆山	
マキタ・ド・ブラジル	Ltda.	ブラジル	ポンタグロッサ	
(生産拠点)				
牧田	(昆山) 有限公司	中国	江蘇省昆山	
マキタ EU	S.R.L.	ルーマニア	ブラネスティ	

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	数
			18,624名							1,534名 (増)

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	数	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			3,086名							128名(増)				40.5歳						17.1年

2 会社の株式に関する事項

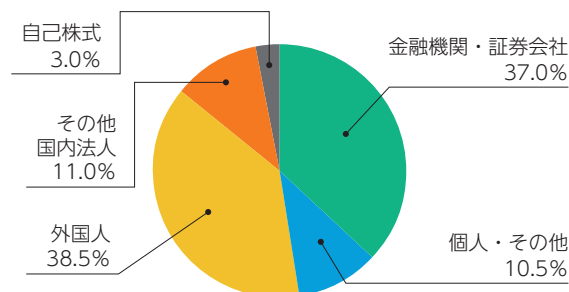
(1) 発行可能株式総数 992,000,000株

(2) 発行済株式の総数 280,017,520株
(自己株式 8,490,396株を含む)

(3) 株主数 12,180名

(4) 大株主

所有者別株式分布状況（株式数比率）



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,744千株	9.48%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12,168	4.48
株 式 会 社 マ ル ワ	8,638	3.18
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	8,426	3.10
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ	6,774	2.49
マ キ タ 取 引 先 投 資 会	6,485	2.38
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,800	2.13
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,353	1.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	4,694	1.72
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	4,553	1.67

(注) 持株比率は当期末の発行済株式の総数（自己株式を除く）を基に算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役を除く)	10,726株	11名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	後 藤 昌 彦	
※取締役社長	後 藤 宗 利	
取締役執行役員 常務執行役員	鳥 居 忠 良	生産本部長
取締役執行役員	丹 羽 久 能	品質本部長
取締役執行役員	富 田 真 一 郎	購買本部長
取締役執行役員	金 子 哲 久	開発技術本部長
取締役執行役員	太 田 智 之	開発技術本部副本部長
取締役執行役員	土 屋 隆	国内営業本部長
取締役執行役員	吉 田 雅 樹	生産本部副本部長
取締役執行役員	表 孝 至	海外営業本部長
取締役執行役員	大 津 行 弘	管理本部長
取締役	森 田 章 義	
取締役	杉 野 正 博	株式会社LIXIL 顧問 ミサワホーム株式会社 社外取締役 北恵株式会社 社外取締役
常勤監査役	若 山 光 彦	
常勤監査役	児 玉 朗	
監査役	山 本 房 弘	山本公認会計士事務所 所長 シロキ工業株式会社 社外監査役 山本房弘税理士事務所 所長
監査役	井 上 尚 司	井上尚司法律事務所 弁護士 名鉄運輸株式会社 社外取締役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 当社は、グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役兼務を含む18名で構成されております。
3. 取締役 森田章義氏及び杉野正博氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 児玉 朗氏、山本房弘氏及び井上尚司氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役 児玉 朗氏は、金融機関に長年勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 山本房弘氏は、日本及び米国の公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役 森田章義氏及び杉野正博氏、監査役 児玉 朗氏、山本房弘氏及び井上尚司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員（海外子会社については、当社からの出向役員及び、当社と海外子会社との兼務役員に限る）を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。
保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
9. 取締役 森田章義氏は、2021年4月29日逝去により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数					
		基 本 報 酬	員 数	業 績 連 動 報 酬		非 金 銭 報 酬	
				賞 与	員 数	譲渡制限付株式報酬	員 数
取 締 役	417百万円	124百万円	13名	250百万円	11名	43百万円	11名
監 査 役	41	41	4	-	-	-	-
合 計	458	165	17	250	11	43	11

- (注) 1. 上記基本報酬の総額には社外役員（社外取締役2名、社外監査役3名）に支払った3千6百万円が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役8名に対して、使用人給与相当額（賞与を含む。）1億4千6百万円を支払っております。
3. 当社は2006年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。同総会において、役員退職慰労金はそれぞれの退任時に支給し、その具体的金額、支払方法等を取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任していただくことが決議されておりましたが、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役への役員退職慰労金の支給金額及び方法等の決定については、実際の対象役員の退任時に指名・報酬委員会に委任することを決議しております。
- 2021年3月31日現在の役員退職慰労引当金計上額は、取締役3名に対して3億2千6百万円であります。
4. 当社は1989年5月16日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億4千万円（同総会後取締役12名）とする旨の決議をいただいております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。また、同総会において、監査役の報酬限度額は年額6千万円（同総会後監査役3名）とする旨の決議をいただいております。
5. 当社は業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。賞与は、株主の皆様を意識した経営を行うことを目的として、剰余金の配当と同様、特殊要因を加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益を基準としており、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会が一定の計算式に基づいて賞与の総額を決定し、株主総会に付議します。各取締役への賞与の配分については、取締役会の決議により委任を受けた指名・報酬委員会が業績、役職等に基づき、決定します。なお、当事業年度における特殊要因を加減算した調整後の基本的1株当たり当期利益は228円41銭です。
6. 当社は非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。当社は2019年6月26日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てによる報酬制度の導入を決議しており、上記4. の報酬額とは別枠として、対象取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とする旨、並びに対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）を100,000株とする旨を決議しております。当該定時株主総会の決議の対象となる取締役の員数は11名（社外取締役を除く。）です。
- 当該譲渡制限付株式報酬の内容は、「(4)譲渡制限付株式報酬に関する事項」（47頁）に記載のとおりです。
7. 上記譲渡制限付株式報酬は、当期における費用計上額を記載しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び委任等に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更について決議しております。取締役の報酬は、月例報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬によって構成されており、中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとなるよう、月例報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬の割合を適切に定めます。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（役員賞与を除く。）については、変更前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づいており、当該方針に定める手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する委任に関する事項

月例報酬及び役員賞与については、取締役会の決議に基づき、個人別の報酬等の額の決定を指名・報酬委員会に委任します。指名・報酬委員会は代表取締役会長後藤昌彦氏、代表取締役社長後藤宗利氏、社外取締役森田章義氏、社外取締役杉野正博氏の4名によって構成され、委員長は社外取締役杉野正博氏が務めております。

月例報酬及び役員賞与について、取締役会が個人別の報酬等の額の決定を指名・報酬委員会に委任した理由は、委員長を経営陣から独立した社外取締役とする指名・報酬委員会での審議・決定に委ねることにより、報酬等の決定に係る手続の透明性、客観性及び公正性を確保するためです。

当事業年度に係る役員賞与についての個人別の報酬等の額は、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めて多角的に審議し、決定する予定であることから、取締役会はその決定を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

- (注) 1. 上記指名・報酬委員会の委員であった社外取締役森田章義氏は2021年4月29日に逝去しており、当社は2021年5月21日開催の取締役会において、上記指名・報酬委員会の委員から森田章義氏を除く旨を決議しております。なお、2021年6月25日開催予定の定時株主総会において岩瀬隆広社外取締役候補者及び児玉 朗社外取締役（監査等委員）候補者が選任された場合は、岩瀬隆広氏及び児玉 朗氏を上記指名・報酬委員会の委員として増員する予定です。
2. 2021年6月分までの取締役に対する月例報酬についての個人別の報酬額の決定は、取締役会決議により委任を受けた代表取締役会長後藤昌彦氏が他の取締役と協議の上、業績、職位、従業員の昇給等を勘案する等一定のルールに基づき、株主総会で決議された報酬限度額内で、各取締役の月例報酬額を決定しております。代表取締役会長に委任した理由は総合的に勘案し、役員の報酬額を決定できると判断したためです。2021年7月分以降の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する月例報酬についての個人別の報酬額につきましては、取締役会決議による委任を受けた指名・報酬委員会が決定する予定です。

③ 監査役の報酬に関する事項

監査役の報酬については、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、監査役の協議で決定しております。

(4) 譲渡制限付株式報酬に関する事項

① 譲渡制限付株式報酬の概要

譲渡制限付株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、社外取締役を除く取締役に対して導入しております。各取締役への譲渡制限付株式の割当てについては、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で、取締役会において役職等に基づき、決定します。なお、譲渡制限付株式は毎年一定の時期に付与します。

② 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、50年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。又、本割当株式のうち、上記②の譲渡制限期間が満了した時点において下記④の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社の取締役の地位にあった場合には、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとします。

又、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

⑤ 譲渡制限付株式報酬の交付状況

「2 会社の株式に関する事項(5)」(42頁)に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	主な活動状況
取締役	森 田 章 義	100% 12回/12回中	—	世界有数の企業集団であるトヨタグループにおける経営者としての経験と幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりますが、当社取締役会において、当該視点からの助言及び業務執行に対する監督等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
取締役	杉 野 正 博	100% 12回/12回中	—	世界有数の企業集団であるLIXILグループにおける経営者としての経験と幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりますが、当社取締役会において、当該視点からの助言及び業務執行に対する監督等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
監査役	児 玉 朗	100% 12回/12回中	100% 15回/15回中	金融機関における長年の経験と専門的な知見を有しており、その専門的見地から意見を述べております。
監査役	山 本 房 弘	100% 12回/12回中	100% 15回/15回中	公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。
監査役	井 上 尚 司	100% 12回/12回中	100% 15回/15回中	弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当期に係る会計監査人の報酬等の額	125百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 有限責任 あずさ監査法人は、KPMGインターナショナルの日本におけるメンバーファームであり、当社のすべての重要な子会社の会計監査を、KPMGインターナショナルのメンバーファームが行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、解任後最初に招集される株主総会に解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

又、会計監査人の独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、会計監査人の不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役会は、当社グループの役員及び従業員全員の行動指針となる「倫理指針」及び「マキタ倫理指針のガイドライン」を定め、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (ii) 企業倫理やコンプライアンスを徹底するため、「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を定め、当社グループ内外に連絡窓口を設置し、問題を汲み上げる体制を構築する。又、ホームページ上に会計、内部統制及び監査に関して外部からの意見・指摘を受ける窓口を設置する。
 - (iii) 内部監査室は、随時必要な内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程、稟議規程等社内規程に基づき、適切に保存し管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 各取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、経営上重大な事態が生じた場合は取締役会及び監査役会へ報告する。
 - (ii) 各部門において、品質管理、災害防止、資金運用等、必要に応じリスク管理のための規程、ガイドライン等を定め運用する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。又、取締役会が決定する経営方針に基づき、事業年度ごとに各部門における重点目標を策定し、各取締役がその達成に向け職務を執行するとともに、取締役会は進捗及び実績を管理する。
 - (ii) 取締役会は、経営方針を実施するための基本となる経営組織、役職、職務分掌及び職務権限に関する基準を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - (iii) 当社グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入し、機動的かつ効率的な業務運営を図る。
 - (iv) すべての子会社について、当社の内に対応窓口部署を定め、子会社の業務が効率的に行われるよう、協議、情報交換等を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の効率性の向上を図る。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) すべての子会社は担当取締役の管轄下であり、報告規程に基づき経営上重要な事項、不正等に関する事項を適切に報告する。担当取締役はこの報告を受けて必要に応じて監視状況を取締役会に報告する。
 - (ii) 財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの財務報告に係る内部統制の文書化及び評価の方針を定め、その有効性を評価する。
 - (iii) 監査役による当社グループの内部統制システムの監視・検証のため、内部監査室等との連携及び会計監査人からの報告の体制を整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき従業員として、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (i) 監査役の職務を補助すべき従業員は、他部署の職務を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - (ii) 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性を確保するため、その任命、異動等に関する事項の決定については監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (i) 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、経営上重要な事項、不正等に関する事項、内部統制システムの構築状況及び運用状況、内部通報制度の運用及び通報の内容等につき、当社の監査役に報告する。
 - (ii) 当社の監査役は、必要に応じて当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して報告を求めることができ、当社の監査役が当社グループの取締役及び会計監査人と意見交換等を行うことができる体制を整備する。
 - (iii) 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役会による会計監査人の監督機能を強化するため、「監査及び非監査業務の事前承認に係る方針及び手続き」を定める。監査役監査基準に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。
 - (ii) 監査役の独立性を確保するため、監査役報酬は全額固定報酬とする。
 - (iii) 監査役の職務の執行に係る費用については毎年予算を確保し、その費用は当社が負担する。
- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - (i) 当社グループは、企業の社会的責任の観点から、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による事業活動への関与には、常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - (ii) 経営姿勢／品質方針に「反社会的勢力の介入を許さない」方針を明記し、社内及びホームページに掲示し、社内外に周知する。
 - (iii) 業務遂行上遵守すべき行動基準を定めた「マキタ倫理指針のガイドライン」において、反社会的勢力との取引の禁止を明記し、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (iv) 警察及び公益財団法人暴力追放愛知県民会議等外部関連団体と常に連携をとりながら、反社会的勢力による事業活動への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。
 - (v) 平素より警察及び外部関連団体から情報を収集するとともに、積極的に研修会へ参加し当該情報の当社及び当社グループ関係部門での情報共有に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスに関する取り組みの状況
 - (i) 「倫理指針」、「マキタ倫理指針のガイドライン」及び「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を当社グループの役員及び従業員全員に対して継続的に周知・教育を行っております。
 - (ii) 従業員全員に対してアンケートを実施する等、コンプライアンスの重要性への意識づけと「倫理指針」の理解浸透を図っております。

② リスク管理に関する取り組みの状況

代表取締役、担当取締役、常勤監査役、内部監査室及び当社の各部門長が出席し、当社グループの事業活動におけるリスクの抽出・精査を行う開示委員会を当期は3回開催しました。

③ 内部監査に関する取り組みの状況

- (i) 内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を監査役会及び経営陣に報告しております。
- (ii) 内部統制監査等において発見された内部統制の不備については、適時かつ適正な是正が行われる仕組みを構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取り組みの状況

- (i) 取締役会にて、各部門の年度目標を承認するとともにその達成状況の進捗を管理しております。
- (ii) 業務執行を担当する執行役員（期末時点で18名、うち海外在勤5名）を主要各部門に配置し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

⑤ 監査役の職務に関する取り組みの状況

- (i) 監査役は、会計監査人と四半期ごとに会合を開催し、情報交換を行っております。
- (ii) 監査役は、すべての取締役と個別に面談を行い、情報交換を行っております。
- (iii) 監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	540,328	流動負債	121,798
現金及び現金同等物	148,640	営業債務及びその他の債務	59,792
営業債権及びその他の債権	95,691	借入金	2,612
棚卸資産	267,547	その他の金融負債	4,080
その他の金融資産	18,227	未払法人所得税	11,218
その他の流動資産	10,223	引当金	3,665
非流動資産	272,550	その他の流動負債	40,431
有形固定資産	189,366	非流動負債	27,754
のれん及び無形資産	9,364	退職給付に係る負債	3,406
その他の金融資産	51,011	その他の金融負債	11,764
退職給付に係る資産	10,685	引当金	1,421
繰延税金資産	8,860	繰延税金負債	10,954
その他の非流動資産	3,264	その他の非流動負債	209
資産合計	812,878	負債合計	149,552
		(資本の部)	
		資本金	23,805
		資本剰余金	45,559
		利益剰余金	588,644
		自己株式	△11,543
		その他の資本の構成要素	11,390
		親会社の所有者に帰属する持分合計	657,855
		非支配持分	5,471
		資本合計	663,326
		負債及び資本合計	812,878

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	608,331
売上原価	△405,282
売上総利益	203,049
販売費及び一般管理費等	△114,585
営業利益	88,464
金融収益	1,813
金融費用	△3,078
税引前利益	87,199
法人所得税費用	△24,515
当期利益	62,684
当期利益の帰属	
親会社の所有者	62,018
非支配持分	666

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計
当期首残高	23,805	45,531	540,063	△11,554	△26,570	571,275
当期利益			62,018			62,018
その他の包括利益					38,913	38,913
当期包括利益合計	—	—	62,018	—	38,913	100,931
配当金			△ 14,390			△ 14,390
自己株式の取得				△4		△4
株式報酬取引		28		15		43
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			953		△953	—
所有者との取引額合計	—	28	△ 13,437	11	△953	△ 14,351
当期末残高	23,805	45,559	588,644	△ 11,543	11,390	657,855

	非支配 持分	資本 合計
当期首残高	4,473	575,748
当期利益	666	62,684
その他の包括利益	332	39,245
当期包括利益合計	998	101,929
配当金	—	△14,390
自己株式の取得		△4
株式報酬取引		43
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替		—
所有者との取引額合計	—	△14,351
当期末残高	5,471	663,326

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	170,529	流動負債	70,008
現金及び預金	51,939	買掛金	49,864
受取手形	181	未払金	4,038
売掛金	69,923	未払費用	7,110
有価証券	1,008	未払法人税等	6,515
製品・商品	25,525	役員賞与引当金	256
仕掛品	1,685	製品保証引当金	600
原材料・貯蔵品	3,783	その他	1,625
短期貸付金	11,674	固定負債	3,261
その他	4,820	繰延税金負債	1,797
貸倒引当金	△9	退職給付引当金	238
固定資産	333,108	役員退職慰労引当金	326
有形固定資産	74,705	長期預り金	181
建物	28,067	その他	719
構築物	2,470	負債合計	73,269
機械及び装置	5,284		
車両運搬具	135	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	6,437	株主資本	415,207
土地	18,338	資本金	24,206
建設仮勘定	13,974	資本剰余金	47,676
無形固定資産	2,967	資本準備金	47,525
ソフトウェア	1,014	その他資本剰余金	151
工業所有権	617	利益剰余金	354,868
その他	1,336	利益準備金	5,669
投資その他の資産	255,436	その他利益剰余金	349,199
投資有価証券	44,517	配当準備積立金	750
関係会社株式	101,290	研究開発積立金	1,500
関係会社出資金	93,429	圧縮記帳積立金	2,410
長期貸付金	74	別途積立金	85,000
差入保証金	5,026	繰越利益剰余金	259,539
前払年金費用	11,035	自己株式	△11,543
その他	65	評価・換算差額等	15,161
資産合計	503,637	その他有価証券評価差額金	15,161
		純資産合計	430,368
		負債及び純資産合計	503,637

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		378,486
売上原価		304,871
売上総利益		73,615
販売費及び一般管理費		42,630
営業利益		30,985
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,218	
有価証券売却益	16	
その他の営業外収益	408	16,642
営業外費用		
有価証券売却損	14	
為替差損	35	
その他の営業外費用	4	53
経常利益		47,574
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	240	
子会社株式評価損	167	407
税引前当期純利益		47,167
法人税、住民税及び事業税		10,450
法人税等調整額		△360
当期純利益		37,077

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	24,206	47,525	123	47,648
当期変動額				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			28	28
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計			28	28
当期末残高	24,206	47,525	151	47,676

	株主資本								株主資本 合計
	利益剰余金						自己株式		
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計			
		配当準備 積立金	研究開発 積立金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	5,669	750	1,500	2,447	85,000	236,815	332,181	△11,554	392,481
当期変動額									
圧縮記帳積立金の積立				3		△3			
圧縮記帳積立金の取崩				△40		40			
剰余金の配当						△14,390	△14,390		△14,390
当期純利益						37,077	37,077		37,077
自己株式の取得								△4	△4
自己株式の処分								15	43
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計				△37		22,724	22,687	11	22,726
当期末残高	5,669	750	1,500	2,410	85,000	259,539	354,868	△11,543	415,207

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,877	5,877	398,358
当期変動額			
圧縮記帳積立金の積立			
圧縮記帳積立金の取崩			
剰余金の配当			△14,390
当期純利益			37,077
自己株式の取得			△4
自己株式の処分			43
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	9,284	9,284	9,284
当期変動額合計	9,284	9,284	32,010
当期末残高	15,161	15,161	430,368

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 マ キ タ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マキタの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社マキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 マ キ タ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マキタの2020年4月1日から2021年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社マキタ 監査役会

常 勤 監 査 役 若 山 光 彦 ㊞

常 勤 監 査 役 児 玉 朗 ㊞
(社外監査役)

社 外 監 査 役 山 本 房 弘 ㊞

社 外 監 査 役 井 上 尚 司 ㊞

以 上

日本 営業拠点網の拡充進む

当社は2020年4月、長崎県諫早市に、10月には新潟県上越市、愛媛県四国中央市、大分県中津市、神奈川県小田原市に、2021年4月には岩手県釜石市、千葉県茂原市と、相次いで新しく営業所を開設いたしました。

営業拠点網の拡充により、今まで以上に地域と顧客に密着したきめ細かなサービスが可能になることに加え、新設営業所の担当するエリアは農業や林業等の盛んな地域も多く、当社の注力する充電式園芸用機器を地域の販売店様やエンドユーザーの皆様にご紹介するとともに現場のニーズを掴む拠点としての役割も担います。

当社は地域密着のアフターサービスのさらなる向上と、新たな市場の開拓を目指し、今後も国内営業拠点網の拡充を図ってまいります。



▲諫早営業所



▲上越営業所



▲四国中央営業所



▲中津営業所



▲小田原営業所



▲釜石営業所



▲茂原営業所

指名・報酬委員会の設置及び監査等委員会設置会社への移行を発表

当社は、2020年12月18日開催の取締役会において、以下の事項を決議いたしました。

● 指名・報酬委員会の設置

「指名・報酬委員会」は、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることによって、取締役の指名や報酬などに関する手続きの客観性・透明性・公正性を確保するもので、取締役会の決議によって選定された取締役3名以上で組織し、その半数以上及び委員長を独立社外取締役といたします。

● 監査等委員会設置会社への移行[※]

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会の構成員として議決権を有することなどによって、取締役会の監督機能を一層強化するものです。

[※]当社第109回定時株主総会において承認されることを条件としています。

指名・報酬委員会の設置及び監査等委員会設置会社への移行により、当社はコーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

みんなで作る「脱炭素社会」

2020年10月30日、当社は充電式製品の開発・生産・販売に経営資源を集中させ、電動工具、園芸用機器の充電化(脱エンジン・コードレス化)を加速させることを目的とし、2022年3月31日をもって、エンジン式製品の生産を終了することを発表いたしました。

製品開発面ではハイパワー・長寿命・高耐久を実現した40Vmaxリチウムイオンバッテリーを電源とし、充電式ならではの使いやすさに加え、エンジン式同等の使用感を備えた充電式園芸用機器が続々とラインアップしています。

パワーと長時間のハードな使用にも耐えることが求められるプロの現場でも、今後より一層脱エンジンの動きを加速いたします。



▲255mm充電式草刈機
MUR005G



▲充電式ブロウ
MUB001G



▲充電式ヘッジトリマ
MUH001G

当社は、2021年春からスローガンとして新たに「みんなで作る「脱炭素社会」」を掲げました。地球規模で深刻さを増す環境問題に対し、当社は充電技術で環境負荷の最小限化に貢献してまいります。



▲プロバスケットボールプレイヤーの八村塁選手をイメージキャラクターに起用

■ 充電式オートパックスクリュードライバ FR451D

業界初^{※1}のコイル連結ビス対応の充電式オートパックスクリュードライバです。



FR451D



別販売品のバッテリーアダプタの装着で本体部分をAC機・エア機並み^{※2}に軽量化することができます。



● 高速回転で軽快な作業

ハイパワーブラシレスモータを搭載することで、充電式でありながらAC機同等^{※2}の高速回転でのビス打ちを可能にしています。

高速回転
6,000
min⁻¹

● 「プッシュドライブ」で圧倒的な低騒音&作業量

ネジをボードに押し付けたときのみモータが回転する「プッシュドライブ」機能を搭載。無負荷時の騒音とバッテリー消費を抑えます。

← 押す
モータが起動



締まる
締め付け完了 → ネジから離すとモータが停止



● 『高耐久』新アルミケーシング

ケーシングの素材にアルミを採用し、耐久性が向上。さらに、ワンタッチ着脱機構により、円滑なビス緩め作業やビット交換が可能です。



ワンタッチ着脱 ビット交換も容易
着脱ボタン



ビス緩め作業
(逆回転時3,000min⁻¹) 逆回転を使用して
ビスの緩め作業に

※1 2021年1月現在、当社調べ。 ※2 当社比

■ 充電式ハンマ HM001G

40Vmaxリチウムイオンバッテリーを電源とし、5kgクラス充電式製品では最強^{※1}のパワーを誇る充電式ハンマです。

● AC機を超えた破砕力^{※2} & 高い取り回し性

40Vmaxリチウムイオンバッテリーを電源とし、ハイパワーブラシレスモータの搭載により5kgクラスのハンマとしては当社のAC従来機を超える打撃エネルギー(9.4ジュール^{※3})を達成しています。さらに、充電式ならではの高い取り回し性で作業をより快適に行えます。

※2
バッテリー
約
20%
アップ

※3
打撃エネルギー
9.4
Joule
(ジュール)



※5
防じん・防水保護等級
IP56 本体
防じん・防水
IP56 バッテリー
防じん・防水



アクティブ動吸振器 防振二重構造

● AVT搭載で圧倒的な低振動

マキタ独自の低振動機構であるAVT(Anti Vibration Technology)を搭載し、振動3軸合成値^{※4}は6.0m/s²と圧倒的な低振動を実現。

さらに無負荷時は回転数を抑え、負荷時に最大回転数へ変化するソフトノーロード機能によりバッテリーの消耗を防ぐとともに、無負荷時の振動を低減されることで対象物をしっかりと狙うことができます。



HM001G



※1 5kgクラス充電式ハンマ(SDSマックスシャンク)において、2021年2月当社調べ。 ※2 当社5kgクラスAC機比 ※3 EPTAプロシージャ05/2009に準拠。 ※4 EN60745-2-6規格に基づき測定。 ※5 粉じんや水による影響を受けにくいように設計されていますが、故障しないことを保証するものではありません。

■ Li-ion 40Vmax 255mm充電式草刈機シリーズ

エンジン式25mL、30mLクラス同等の使用感を実現。充電式ならではの軽量かつ軽快な取り回しと低騒音、さらに自動変速機能や高い防水性能など使い勝手の良さも追求した、Li-ion 40Vmax 255mm充電式草刈機シリーズです。

MUR001G/002G/003G/004G

● 軽量・パワフル・低騒音^{※1}
25mLエンジン式同等の使用感^{※2}

アウトローターハイパワーブラシレスモータの採用と、負荷が掛かっても回転数が落ちにくい定回転制御で25mLエンジン式同等の使用感^{※2}を実現しました。



MUR001G

アウトローター
ハイパワーブラシレスモータ

ハイパワー
エンジン式
25mL
クラス

軽量
4.4
kg

MUR005G/007G/009G

● ハイパワー・軽快
30mLエンジン式同等の使用感^{※2}

ハイパワーブラシレスモータを搭載。ヒートシンク付コントローラ搭載により連続作業を伴う重負荷作業に対応。また、モータを後方に配置し先端部を軽くすることで30mLエンジン式同等の使用感^{※2}を実現しました。



MUR005G

大型ハイパワー
ブラシレスモータ

ハイパワー
エンジン式
30mL
クラス

後部モータで
エンジン式同等の
最適重心
バランス

● 楽らくロングドライブモード(自動変速) + 3スピード

草の密度によって回転速度を自動変速し、低負荷作業では省エネ運転が可能です。また、高速・中速・低速の3スピード選択が可能で、草の種類や作業環境に応じて回転数を切り替えられます。



※1 騒音レベル86dB(A) EN50636準拠 ※2 エンジン機比 高速モード時 ※3 MUR001G：草刈刃、飛散防護カバー含まず。
※4 本製品(充電器除く)は、雨の中での使用に耐えうる製品仕様となっていますが、故障しないことを保証するものではありません。
※5 バッテリーを装着した場合は、本体側の保護等級に準じます。

■ 充電式ポールバリカン MUN300LD/301LD

最大約3.0mまで竿が伸縮し、家周りの高い生垣や最大高さ約4m^{*}までの庭木のせん定を軽快にこなす充電式ポールバリカンです。



MUN300LD
(10.8V)

MUN301LD
(18V)



● 高木、大型生垣のせん定がラクラク



剛性のある竿を採用し、約1.9mから約3.0mまでの伸縮が可能。

● 12段階の角度調整で色々な使い方



● 鋭い切れ味が長続き

特殊コーティング刃 + 2面研磨刃により、ヤニが付きにくく、鋭い切れ味が長続きします。

パワフル
鋭い切れ込み

作業はかどる高速刈込み
3,600 [カット数] min⁻¹
1,800min⁻¹ [ストローク数(振動/秒)]

ワイドに刈れる
300 mm
[刃込幅]

おすすめ作業
高い樹木の
枝刈り
庭木の
生垣の刈込み
通行道の
生垣の刈込み

※ 作業条件により異なります。

マキタ・ブラジル

- 会 社 名: Makita do Brasil Ferramentas Elétricas Ltda.
- 設 立: 1981年6月
- 本社所在地: ブラジル パラナ州 ポンタグロッサ

好評の充電式カッター DCC500



DCC500



ブラジルにおけるマキタ

ブラジルは2億人以上の人口を擁する大国で、アマゾン川や熱帯雨林、イグアスの滝などに代表される大自然や鉱物・石油などの天然資源に恵まれ、農業も盛んな豊かな国です。

その国民性は非常にオープンマインドで、新しい物好きです。最新の充電製品の導入に熱心なお客様やエンドユーザーが多く、長年の地道な製品紹介も実を結び、現在では「マキタ」が充電製品の代名詞になる程となっています。あるインターネット上での顧客満足度調査※では、電動工具部門において4年連続で1位を獲得するなど、サービス面でも信頼を得ています。

また農業や園芸の現場でも、扱いやすく環境に優しい充電製品が徐々に広がり始めており、人手不足や環境問題といった社会課題の解決への貢献という面でも、ブラジル市場におけるマキタの存在感は高まっています。

※ブラジルの顧客満足度調査サイト「ReclameAqui」による調査



▲充電式コーヒーハーベスタによるコーヒー豆の収穫



▲充電式ブロフによる大型農機の清掃作業

お客様に寄り添い、共に成長

広大な国土と地域ごとに多様性に富む文化や習慣を持つブラジルにありながらも、各地のお客様一軒一軒と良好な関係を丁寧に築き、常にお客様に寄り添い、共に成長することがマキタ・ブラジルのスタイルです。

2020年のコロナ禍においては、建築・建設工事を含む多くの経済活動がストップし、通常の営業・販売活動が困難な状況に陥る中、マキタ・ブラジルはいち早くオンラインでの顧客サポートの充実に取り組み、また、公共施設や店舗で需要が高まっていた消毒用噴霧器等の清掃・消毒ツールの提案を行うなど、お客様が事業を継続しながら新たな商機を掴むためのサポートに徹し、「苦しいときに、マキタのおかげでビジネスを続けることができた」と多くの感謝の声をいただきました。



▲施設の消毒に使用される充電式噴霧器

多分野展開&拠点拡充で 更なる売上・シェアアップへ

まだ新興国に分類されてはいますが、若年層も多く産業も多岐に渡るブラジルは、経済面において非常に高い将来性を秘めています。マキタ・ブラジルもまた園芸、清掃、農業関連等新しい製品分野を中心に、ブラジルという国と共に大きく発展する伸びしろがあります。

2021年に設立40周年を迎えたマキタ・ブラジルは、今後も販売の裾野を多分野に広げ、景気に左右されない安定した売上アップを目指すとともに、営業拠点網の拡充により、地域に密着した販売・サービス体制を一層進化させ、更なるシェアアップを図ります。

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

単元株式数 100株

株主確定基準日 1) 定時株主総会、期末配当金 3月31日
2) 中間配当金 9月30日

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

公告方法 電子公告

電子公告掲載アドレス <https://www.makita.co.jp/ir/>
(電子公告を行うことができない場合は日本経済新聞にて掲載)

上場証券市場 東京、名古屋 証券コード 6586

【お知らせ】

1. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
2. 未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

ホームページのご案内

ホームページを通じて、企業活動や製品に関する詳しい情報をご覧いただけます。

【製品情報】

新製品の紹介、電動工具、ホーム用電動工具、園芸用機器等の各種カタログのほか、取扱説明書等がご覧いただけます。

【企業情報】

当社の概要や沿革のほか、会社案内等がご覧いただけます。

【投資家情報】

業績の推移、決算情報、プレスリリースのほか、決算発表予定日等の情報をタイムリーに提供しています。



マキタ トップページ
<https://www.makita.co.jp/>



投資家向け情報サイト
<https://www.makita.co.jp/ir/>



会場

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号 電話(0566)98-1711(代表)

UD
FONT